

報道関係者 各位

令和7年12月19日

【照会先】

新潟労働局職業安定部

職業対策課

課長 梅田 昌己

課長補佐 木村 和宏

高齢者対策担当官 小林 将崇

(代表電話) 025(288)3508 (内線4333)

令和7年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

新潟労働局（局長 福岡洋志）では、このたび、令和7年「高年齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）の集計結果を取りまとめましたので公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）」では、事業主が雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じることを義務付けています。

また、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置（創業支援等措置）を講じること（高年齢者就業確保措置）を努力義務としています。

今回の集計結果は、常時雇用する労働者が21人以上の企業4,490社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和7年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです※。

新潟労働局及びハローワークでは、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、必要な指導や助言を実施します。

※集計結果の主なポイントや詳細は次ページ以降をご参照ください。

【集計結果の主なポイント】※ [] は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(6ページ表1、7ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.8% [0.2ポイント減少]、全国平均99.9%

- ・ 中小企業では99.8% [0.2ポイント減少]、大企業では100.0% [変動なし]
- ・ 高年齢者雇用確保措置の措置内容の内訳は、
「継続雇用制度の導入」により実施している企業が66.2% [2.3ポイント減少]、全国平均65.1%
「定年の引上げ」により実施している企業は31.5% [2.4ポイント増加]、全国平均31.0%

II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (8ページ表4-1)

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は31.0% [2.9ポイント増加]、全国平均34.8%

- ・ 中小企業では31.1% [2.8ポイント増加]、大企業では29.4% [4.2ポイント増加]

III 企業における定年制の状況 (9ページ表5)

65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は33.8% [2.3ポイント増加]、全国平均34.9%

<集計対象>

■ 新潟県内の常時雇用する労働者が21人以上の企業4,490社

- ・ 中小企業（21～300人規模）：4,252社
- ・ 大企業（301人以上規模）：238社

※本集計は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが合計と一致しない場合がある。

1 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況（6 ページ表 1）

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{※1}という。）を実施済みの企業（4,482社）は、報告した企業全体の99.8% [0.2ポイント減少] で、中小企業では99.8% [0.2ポイント減少]、大企業では100.0% [変動なし] であった。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（7 ページ表 3－1）

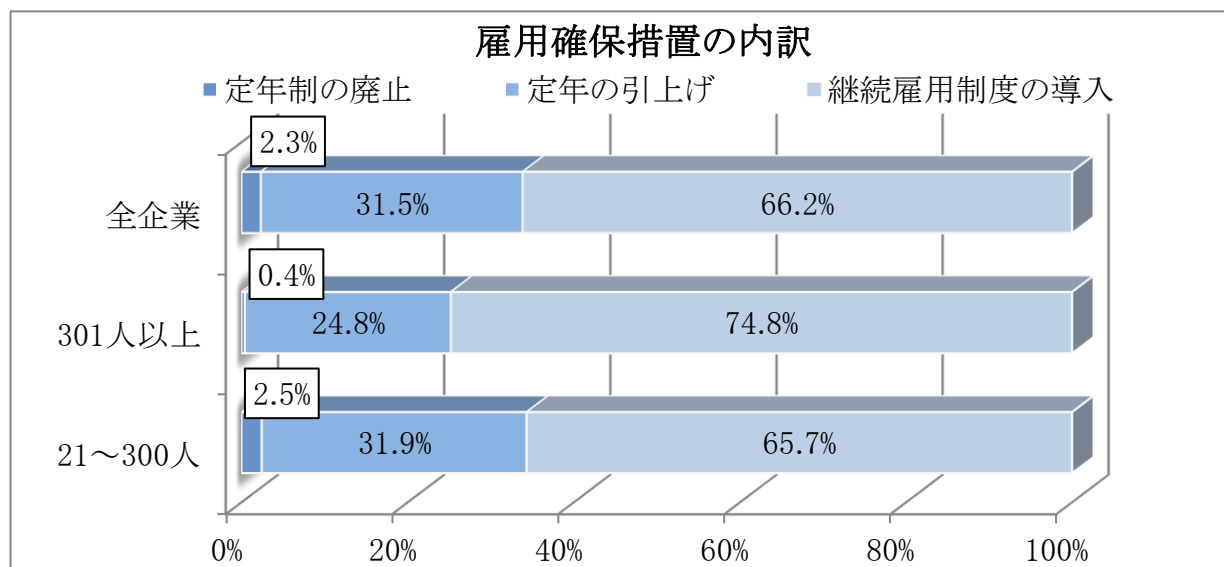
雇用確保措置を実施済みの企業（4,482社）について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制の廃止（105社）は2.3% [0.1ポイント減少]、定年の引上げ（1,412社）は31.5% [2.4ポイント増加]、継続雇用制度の導入（2,965社）は66.2% [2.3ポイント減少] であった。

※注1 雇用確保措置

高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

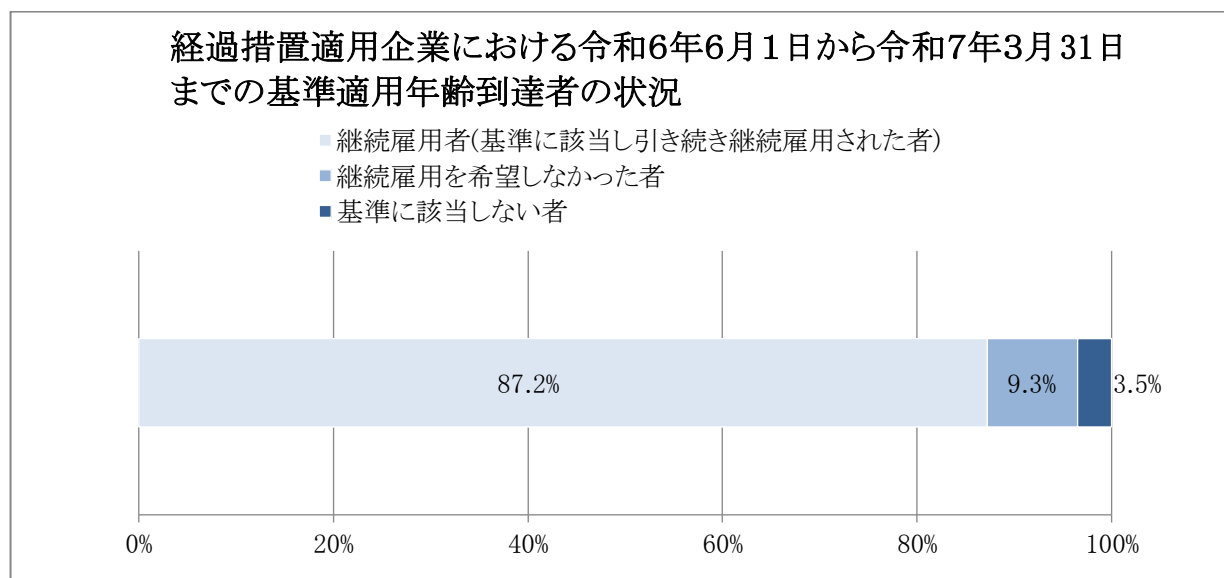
①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入[※]

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度であり、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」を対象としている。ただし、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた企業においては、当該基準を適用できる年齢を65歳まで段階的に引き上げる経過措置が令和7年3月31日まで適用されていた。本経過措置は令和7年3月31日をもって終了し、令和7年度からは、「希望者全員」の65歳までの雇用確保について全面的な義務付けがなされている。



(参考)経過措置適用企業における令和6年6月1日から令和7年3月31日までの
基準適用年齢到達者の状況（9ページ表6）

上記1(1)の注1に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準があった企業において、令和6年6月1日から令和7年3月31日までに、基準を適用できる年齢（64歳）に到達した者（431人）のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は87.2% [3.3ポイント減少]、継続雇用の更新を希望しなかった者は9.3% [0.5ポイント増加]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は3.5% [2.8ポイント増加] であった。



2 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況（8ページ表4－1）

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置（以下「就業確保措置」^{注2}という。）を実施済みの企業（1,392社）は、報告した企業全体の31.0% [2.9ポイント増加] で、中小企業では31.1% [2.8ポイント増加]、大企業では29.4% [4.2ポイント増加] であった。

(2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

就業確保措置を実施済みの企業（1,392社）について措置内容別に見ると、報告した企業全体のうち、定年制の廃止（105社）は2.3% [0.1ポイント減少]、定年の引上げ（88社）は2.0% [0.1ポイント増加]、継続雇用制度の導入（1,196社）は26.6% [2.7ポイント増加]、創業支援等措置^{注3}の導入（3社）は0.1% [0.1ポイント増加] であった。

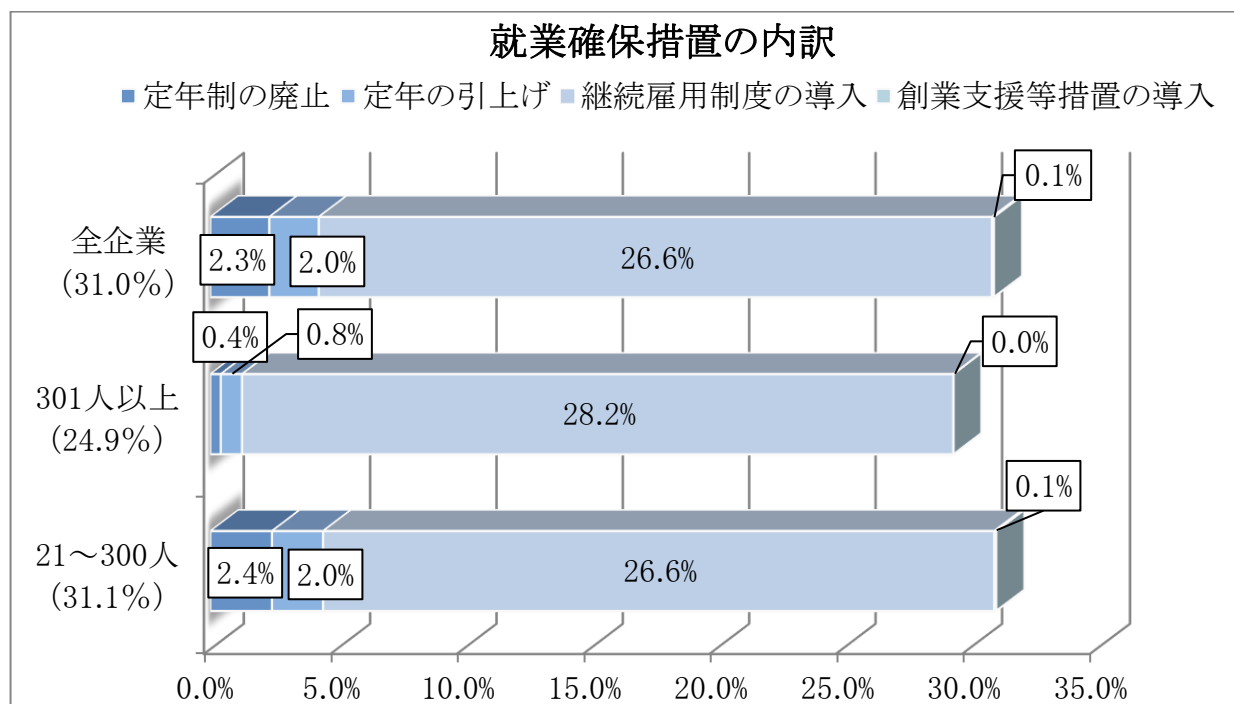
※注2 就業確保措置

高年齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主又は65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げる措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業機会を確保するよう努めなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業又は事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

※注3 創業支援等措置

注2の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。



3 企業における定年制の状況（9 ページ表 5）

報告した企業における定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

- ・ 定年制を廃止している企業（105社）は2.3% [0.1ポイント減少]
- ・ 定年を60歳とする企業（2,855社）は63.6% [2.2ポイント減少]
- ・ 定年を61～64歳とする企業（118社）は2.6% [0.1ポイント減少]
- ・ 定年を65歳とする企業（1,243社）は27.7% [2.2ポイント増加]
- ・ 定年を66～69歳とする企業（81社）は1.8% [0.1ポイント増加]
- ・ 定年を70歳以上とする企業（88社）は2.0% [0.1ポイント増加]

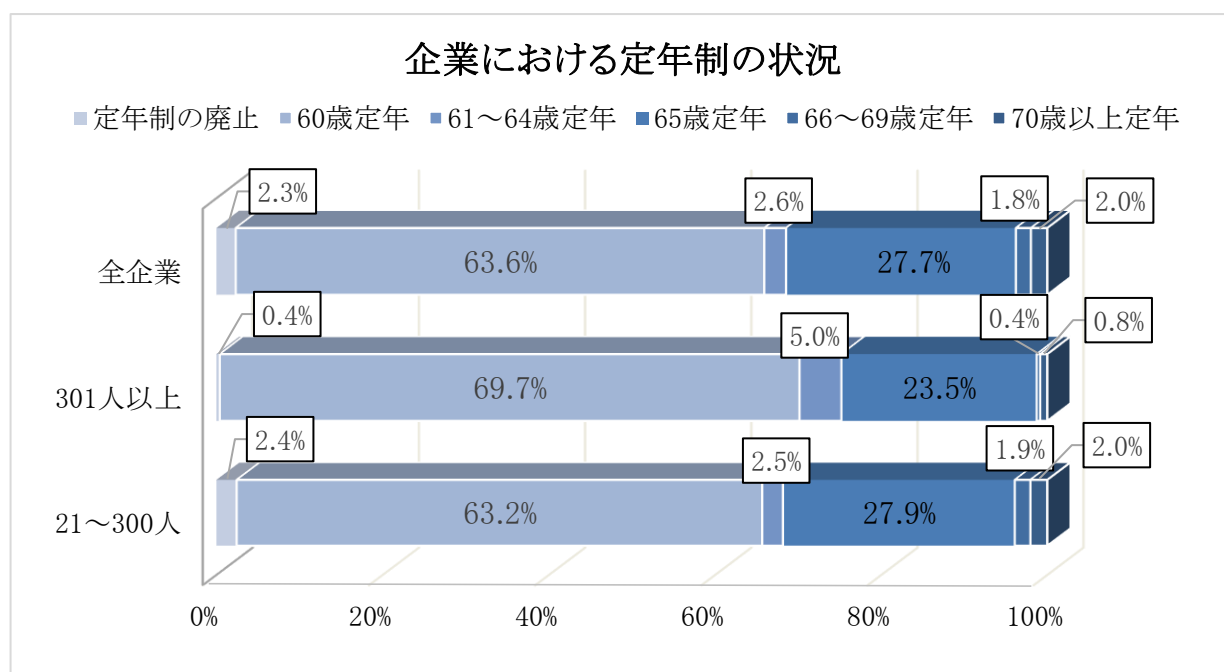


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
21人以上 総計	4,482	8	4,490
	99.8%	0.2%	100.0%
	3,223	6	3,229
	99.8%	0.2%	100.0%
21～300人	4,244	8	4,252
	99.8%	0.2%	100.0%
	1,259	2	1,261
	99.8%	0.2%	100.0%
	2,985	6	2,991
	99.8%	0.2%	100.0%
301人以上	238	0	238
	100.0%	0.0%	100.0%

※ ()内は、令和6年6月1日現在の数値。以下、各表において同様。
※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが合計と一致しない場合がある。以下、各表において同様。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合	
規模別	合 計	99.8%		0.2%	
	21～30人	99.8%		0.2%	
	31～50人	99.9%		0.1%	
	51～100人	99.6%		0.4%	
	101～300人	99.9%		0.1%	
	301～500人	100.0%		0.0%	
	501～1,000人	100.0%		0.0%	
	1,001人以上	100.0%		0.0%	
産業別		21人以上	31人以上	21人以上	31人以上
	合 計	99.8%	99.8%	0.2%	0.2%
	農、林、漁業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	建設業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	製造業	99.8%	99.9%	0.2%	0.1%
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	情報通信業	97.8%	97.2%	2.2%	2.8%
	運輸、郵便業	99.7%	99.5%	0.3%	0.5%
	卸売業、小売業	99.8%	99.8%	0.2%	0.2%
	金融業、保険業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	生活関連サービス業、娯楽業	99.1%	100.0%	0.9%	0.0%
	教育、学習支援業	99.2%	99.0%	0.8%	1.0%
	医療、福祉	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	複合サービス事業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	その他	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)

※ 0.0%は報告企業が存在しなかった項目である。

表3－1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	105	1,412	2,965	4,482
	2.3%	31.5%	66.2%	100.0%
31人以上総計	57	955	2,211	3,223
	1.8%	29.6%	68.6%	100.0%
21～300人	104	1,353	2,787	4,244
	2.5%	31.9%	65.7%	100.0%
21～30人	48	457	754	1,259
	3.8%	36.3%	59.9%	100.0%
31～300人	56	896	2,033	2,985
	1.9%	30.0%	68.1%	100.0%
301人以上	1	59	178	238
	0.4%	24.8%	74.8%	100.0%

※「合計」のうち企業数は、表1の「①実施済み」に対応している。
※「②定年の引上げ」は、定年年齢を65歳以上としている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3－2 雇用確保措置における継続雇用先の内訳

(社、%)

	① 自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業							合計 (①～⑦)
		② 自社、子会社等	③ 自社、関連 会社等	④ 自社、子会社等、 関連会社等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、 関連会社等	⑦ 関連会社等	小計 (②～⑦)	
21人以上 総計	2,859	48	24	31	1	0	2	106	2,965
	96.4%	1.6%	0.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.1%	3.6%	100.0%
31人以上 総計	2,118	41	23	27	1	0	1	93	2,211
	95.8%	1.9%	1.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	100.0%
21～300人	2,704	40	20	20	1	0	2	83	2,787
	97.0%	1.4%	0.7%	0.7%	0.0%	0.0%	0.1%	3.0%	100.0%
21～30人	741	7	1	4	0	0	1	13	754
	98.3%	0.9%	0.1%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	1.7%	100.0%
31～300人	1,963	33	19	16	1	0	1	70	2,033
	96.6%	1.6%	0.9%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	100.0%
301人以上	155	8	4	11	0	0	0	23	178
	87.1%	4.5%	2.2%	6.2%	0.0%	0.0%	0.0%	12.9%	100.0%

※「合計」のうち企業数は、表3－1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4－1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

		①70歳までの就業確保措置実施済み				②未実施	合計 (①+②)
		定年制の廃止	定年の引上げ	継続雇用制度 の導入	創業支援等措置の 導入		
21人以上総計		1,392	105	88	1,196	3	3,098
		31.0%	2.3%	2.0%	26.6%	0.1%	69.0%
31人以上総計		996	57	51	886	2	2,233
		30.8%	1.8%	1.6%	27.4%	0.1%	69.2%
21～300人		1,322	104	86	1,129	3	2,930
		31.1%	2.4%	2.0%	26.6%	0.1%	68.9%
	21～30人	396	48	37	310	1	865
		31.4%	3.8%	2.9%	24.6%	0.1%	68.6%
	31～300人	926	56	49	819	2	2,065
		31.0%	1.9%	1.6%	27.4%	0.1%	69.0%
301人以上		70	1	2	67	0	168
		29.4%	0.4%	0.8%	28.2%	0.0%	70.6%

※ 「①70歳までの就業確保措置実施済み」のうち、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の上限年齢は70歳未満だが創業支援等措置の上限年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※ 本集計は、小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「21～300人」及び「21～30人」の「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表4－2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合	
規 模 別	合 計	31.0%		69.0%	
	21～30人	31.4%		68.6%	
	31～50人	33.1%		66.9%	
	51～100人	30.5%		69.5%	
	101～300人	27.5%		72.5%	
	301～500人	30.3%		69.7%	
	501～1,000人	27.8%		72.2%	
	1,001人以上	30.0%		70.0%	
産 業 別		21人以上	31人以上	21人以上	31人以上
	合 計	31.0%	30.8%	69.0%	69.2%
	農、林、漁業	36.8%	42.9%	63.2%	57.1%
	鉱業、採石業、砂利採取業	54.5%	62.5%	45.5%	37.5%
	建設業	40.6%	39.4%	59.4%	60.6%
	製造業	27.0%	26.3%	73.0%	73.7%
	電気・ガス・熱供給・水道業	9.1%	0.0%	90.9%	100.0%
	情報通信業	15.4%	15.3%	84.6%	84.7%
	運輸、郵便業	36.4%	35.5%	63.6%	64.5%
	卸売業、小売業	22.9%	23.7%	77.1%	76.3%
	金融業、保険業	36.8%	34.4%	63.2%	65.6%
	不動産業、物品賃貸業	28.9%	24.2%	71.1%	75.8%
	学術研究、専門・技術サービス業	28.4%	27.1%	71.6%	72.9%
	宿泊業、飲食サービス業	34.6%	34.0%	65.4%	66.0%
	生活関連サービス業、娯楽業	31.3%	38.5%	68.7%	61.5%
	教育、学習支援業	22.1%	22.9%	77.9%	77.1%
	医療、福祉	34.4%	37.0%	65.6%	63.0%
	複合サービス事業	18.2%	22.2%	81.8%	77.8%
	サービス業（他に分類されないもの）	38.9%	37.7%	61.1%	62.3%
	その他	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)

※ 0.0%は報告企業が存在しなかった項目である。

表5 企業における定年制の状況

(社、%)

	定年制の廃止	定年制あり						65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)	報告した全ての企業
		60歳未満	60歳	61歳～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上		
21人以上 総計	105	0 (0)	2,855	118	1,243	81	88	1,517	4,490
	2.3%	0.0% (0.0%)	63.6%	2.6%	27.7%	1.8%	2.0%	33.8%	100.0%
31人以上 総計	57	0 (0)	2,121	96	852	52	51	1,012	3,229
	1.8%	0.0% (0.0%)	65.7%	3.0%	26.4%	1.6%	1.6%	31.3%	100.0%
21～300人	104	0 (0)	2,689	106	1,187	80	86	1,457	4,252
	2.4%	0.0% (0.0%)	63.2%	2.5%	27.9%	1.9%	2.0%	34.3%	100.0%
	21～30人	48	0 (0)	734	22	391	29	505	1,261
		3.8%	0.0% (0.0%)	58.2%	1.7%	31.0%	2.3%	40.0%	100.0%
	31～300人	56	0 (0)	1,955	84	796	51	952	2,991
		1.9%	0.0% (0.0%)	65.4%	2.8%	26.6%	1.7%	31.8%	100.0%
301人以上	1	0 (0)	166	12	56	1	2	60	238
	0.4%	0.0% (0.0%)	69.7%	5.0%	23.5%	0.4%	0.8%	25.2%	100.0%

※ 「65歳以上定年」の企業数は、表3－1の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。
※ 「報告した全ての企業」の企業数は、表1の「合計」に対応している。

表6 経過措置適用企業における令和6年6月1日から令和7年3月31日までの基準適用年齢到達者の状況

	企業数 (社)	基準を適用できる年 齢に到達した者の総 数 (人)	経過措置適用企業における令和6年6月1日から令和7年3月31日までの基準適用年齢到達者の状況					
			継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)		継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇 用された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
経過措置適用企業で基準適用年齢到達者(64歳) がいた企業	109	431	40	9.3%	376	87.2%	15	3.5%
うち女性	51	170	12	7.1%	154	90.6%	4	2.4%

※ 本集計は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までに経過措置を適用していた企業において基準適用年齢(64歳)に到達した者について集計している。

表7 都道府県別の状況

(社、%)

	報告した 全ての企業		雇用確保措置 実施済企業割合		70歳までの 就業確保措置 実施済企業割合	
北海道	9,403	(9,329)	99.9%	(99.9%)	41.6%	(38.9%)
青森	2,449	(2,533)	99.8%	(100.0%)	44.8%	(41.2%)
岩手	2,436	(2,482)	99.8%	(100.0%)	45.0%	(42.2%)
宮城	3,793	(3,748)	99.5%	(99.9%)	40.8%	(38.4%)
秋田	1,970	(2,024)	100.0%	(100.0%)	39.7%	(34.9%)
山形	2,226	(2,277)	100.0%	(100.0%)	40.4%	(36.2%)
福島	3,562	(3,599)	99.8%	(99.9%)	41.4%	(37.3%)
茨城	4,150	(4,258)	99.9%	(99.9%)	41.3%	(37.6%)
栃木	3,398	(3,389)	99.9%	(99.9%)	39.8%	(35.2%)
群馬	4,043	(4,072)	100.0%	(100.0%)	35.7%	(34.0%)
埼玉	8,626	(8,523)	99.9%	(99.9%)	38.9%	(36.7%)
千葉	7,046	(6,922)	100.0%	(99.9%)	41.6%	(38.5%)
東京	42,325	(41,365)	99.9%	(99.9%)	27.8%	(25.2%)
神奈川	11,258	(11,145)	99.9%	(99.9%)	32.2%	(29.9%)
新潟	4,490	(4,568)	99.8%	(100.0%)	31.0%	(28.1%)
富山	2,434	(2,453)	100.0%	(100.0%)	29.4%	(26.0%)
石川	2,538	(2,556)	99.8%	(99.9%)	34.1%	(31.7%)
福井	1,877	(1,851)	99.9%	(100.0%)	39.0%	(34.3%)
山梨	1,552	(1,541)	99.8%	(99.7%)	32.5%	(30.0%)
長野	4,107	(4,010)	99.9%	(99.9%)	39.4%	(36.2%)
岐阜	4,022	(4,037)	100.0%	(100.0%)	38.8%	(35.9%)
静岡	7,016	(7,113)	99.8%	(99.8%)	34.9%	(32.6%)
愛知	14,324	(14,164)	100.0%	(100.0%)	35.5%	(32.6%)
三重	3,121	(3,150)	100.0%	(100.0%)	39.4%	(36.0%)
滋賀	2,203	(2,205)	99.6%	(99.9%)	35.0%	(31.9%)
京都	4,525	(4,530)	99.8%	(99.9%)	29.4%	(26.3%)
大阪	18,836	(18,753)	99.9%	(99.9%)	30.7%	(28.1%)
兵庫	8,051	(7,993)	99.8%	(99.8%)	31.1%	(28.8%)
奈良	1,625	(1,623)	100.0%	(100.0%)	36.9%	(36.9%)
和歌山	1,604	(1,644)	100.0%	(99.7%)	34.1%	(31.4%)
鳥取	1,105	(1,124)	100.0%	(99.8%)	34.7%	(30.6%)
島根	1,401	(1,414)	99.8%	(99.9%)	47.0%	(44.6%)
岡山	3,617	(3,581)	99.9%	(99.9%)	38.2%	(34.2%)
広島	5,370	(5,468)	99.5%	(99.9%)	32.2%	(29.1%)
山口	2,424	(2,432)	99.9%	(100.0%)	35.9%	(32.2%)
徳島	1,217	(1,246)	100.0%	(100.0%)	38.9%	(35.6%)
香川	2,028	(2,081)	99.9%	(100.0%)	40.6%	(37.6%)
愛媛	2,642	(2,653)	99.6%	(99.9%)	36.8%	(32.9%)
高知	1,370	(1,377)	99.5%	(100.0%)	34.8%	(31.5%)
福岡	9,573	(9,611)	99.9%	(99.9%)	35.4%	(32.5%)
佐賀	1,682	(1,694)	99.3%	(99.9%)	40.8%	(39.0%)
長崎	2,566	(2,604)	99.4%	(99.8%)	32.6%	(28.3%)
熊本	3,336	(3,331)	99.4%	(99.9%)	34.8%	(31.0%)
大分	2,229	(2,259)	100.0%	(100.0%)	45.7%	(41.8%)
宮崎	2,209	(2,240)	99.9%	(99.9%)	39.0%	(35.3%)
鹿児島	3,022	(3,108)	99.8%	(99.9%)	44.3%	(39.9%)
沖縄	2,938	(2,972)	99.5%	(99.7%)	33.8%	(29.2%)
全国計	237,739	(237,052)	99.9%	(99.9%)	34.8%	(31.9%)

※ 本集計は、小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

※ 「70歳までの就業確保措置実施済企業割合」の全国計は表4-1の「①70歳までの就業確保措置実施済み」に対応している。